

一般社団法人 日本妊娠高血圧学会 定款施行細則

(会員)

第1条 会員の入会を理事長が承認したときは、本法人からその旨を通知する。

第2条 名誉会員、功労会員の推薦を理事会が行ったときは、理事長よりその旨を通知する。

第3条 賛助会員はその名称または代表者を変更したときは、ただちにその旨を本法人に申し出なければならない。

第4条 会員は、毎年1か年分の会費を納入しなければならない。
この法人の会費は次のとおりとする。

正会員：年額10,000円

正会員（70歳以上）：年額7,000円

賛助会員：年額一口50,000円、入会金50,000円

2 名誉会員・功労会員は、原則会費は免除される。協賛金をいただける場合は一口5,000円とする。

第5条 退会の手続きは、本会ホームページの会員専用ページで行う。その際、未納分の会費がある場合は手続きができない。なお、2年以上の会費滞納がある際には最低2年分の会費は納める必要がある。

第6条

名誉会員、会長経験者、理事長経験者、現職役員（理事および監事）の逝去に際しては、下記の要領により弔意を表すものとする。

- 1 本学会の Official journal である Hypertension Research in Pregnancy 誌に氏名を掲載して弔意を表す。
- 2 総会の際に会員の逝去について理事長より報告し、黙祷を捧げて弔意を表す。
- 3 弔電を理事長および学会員一同名にて打つ。
- 4 理事長、理事の協議により、供花・香典などを送ることが送ることができる。

付記

- 1 上記は、本学会事務局が会員の逝去を確認したかその通知を受けた場合に行う。
- 2 2015年12月よりこれを施行する。

(会誌)

第7条 本会の機関誌は日本妊娠高血圧学会雑誌(Journal of Japan Society for the Study of Hypertension in Pregnancy)と称し、学術集会の発表抄録を掲載する。発行の業務については学術集会担当校が行う。英文誌“Hypertension Research in Pregnancy”の編集・投稿規定は別に定める。

(委員会の設置)

第8条 各種委員会は、理事会の議を経て設置できる。

(事務局業務)

第9条 この法人は本部事務局の業務を有限会社知人社に委託し、所在地も下記とする。

〒606-8305 京都市左京区吉田河原町1-4番地京都技術科学センタービル8

有限会社知人社内

2 業務委託に関する契約は別に定めるものとする。

(変更等)

第10条 この定款施工細則は理事会の決議により変更できる。理事長は変更を代議員会、社員総会にて報告する。